

線引き前所有地における自己用住宅

市街化調整区域に関する都市計画決定（以下「線引き」という。）前から所有している土地における自己の居住のための建築物について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法第 34 条第 14 号又は同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 許可基準

(1) 対象者

対象者は、市街化区域に土地を所有していない（ただし、市街化区域に土地を所有している場合であっても、その土地の形状、面積、現在の利用形態等を勘案し、自己住宅を建築することが不可能もしくは著しく不適当な場合は、この限りでない。）者であって、次のいずれかに該当する者であること。

ア 自己の持家がなく新たに当該地を自己（世帯）の生活の本拠地とする者。

イ 現在居住している住居について過密、過少、被災、立退き、借家等の事情がある場合等、社会通念に照らし、建築することがやむを得ないと認められ、新たに当該地を自己（世帯）の生活の本拠地とする者。

(2) 土地

対象となる土地は、次のいずれにも該当すること。

ア 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落で、50 戸以上の建築物（市街化区域に存するものを含む場合は、相当数が市街化調整区域内に存すること。以下同じ。）の敷地が、おおむね 50 メートル以内の間隔で連続している地域又は申請地を中心とした半径 500 メートルの円内に、100 戸以上の建築物が存する地域であること。

イ 対象者又は 3 親等以内の親族が線引き前から現在まで所有している土地（以下「線引き前所有地」という。）であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、線引き前所有地とみなす。

(ア) 線引き前から所有していた者から相続により取得した土地及び相続権のある者が贈与等により取得し、所有権移転登記を完了させた土地、もしくは当該土地が農地であって相続権のある者が贈与等によって取得する場合で、農地法第 5 条許可を停止条件とした所有権移転仮登記を完了させた土地。

(イ) 公共事業の施行（土地収用法第 3 条各号に規定する事業に限る。）に伴い、線引き前所有地との交換等により得た土地。

ウ 当該土地の面積（路地状部分を除く。）は、150 平方メートル以上 500 平方メートル以下であること。

(3) 予定建築物

ア 予定建築物は、自己の居住のための一戸建専用住宅であること。

イ 予定建築物の高さは、10 メートル以下であること。

2 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

3 その他

- (1) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境に配慮したものであること。
- (2) 開発区域及び近隣の潤いある環境を確保するため、積極的な緑化を図ること。
- (3) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。(平成 19 年 11 月 1 日第 4 回議決)

公共事業の施行により移転建築する建築物

公共事業の施行により移転建築する建築物について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法第 34 条第 14 号又は同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 定義

公共事業とは、土地収用法第 3 条各号に規定する事業とする。なお、同法第 16 条の規定による事業の認定を受けたものに限らない。

2 許可基準

(1) 対象者

公共事業の施行（ただし、埼玉県内及び本市に隣接する都市計画区域内で施行される事業に限る。）により、自己の所有する建築物の移転又は除却をしなければならない者（収用の対象が市街化区域である場合は、起業者が市街化区域内に代替地のあつせんを努力したにもかかわらず、諸般の事情により市街化区域内に適地を確保することが困難である場合に限る。）で、移転又は除却を承諾した日から 1 年以内に開発（建築）許可申請等を行うものであること。

(2) 移転先の土地

ア 原則として公共事業の起業者があつせん等した土地であること。なお、被収用者が従前から市街化調整区域に土地を所有している場合には、その土地も含めて差し支えないこと。

イ 埼玉県及び所沢市の基本構想、基本計画、その他諸計画及び諸施策の実現に支障がないものであること。

ウ 土地面積は買収面積（残地があり、その土地が買収面積の 5 割以下である場合又は残地面積が 100 平方メートル未満である場合には、その面積を含んでも差し支えない。）の 1.5 倍以下であること。ただし、専用住宅又は併用住宅の場合で、家族構成等によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

エ 移転先は、市街化区域に隣接している土地又は独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落で、50 戸以上の建築物（市街化区域に存するものを含む場合は、相当数が市街化調整区域内に存すること。以下同じ。）の敷地が、おおむね 50 メートル以内の間隔で連続している地域又は申請地を中心とした半径 500 メートルの円内に、100 戸以上の建築物が存する地域であること。

(3) 予定建築物

ア 予定建築物の用途は、従前と同一であること。ただし、自己の併用住宅を自己の専用住宅とする場合はこの限りでない。

イ 予定建築物の延べ床面積は、従前の 1.5 倍以下であること。ただし、予定建築物の用途が自己の専用住宅又は併用住宅の場合で、家族構成等によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

ウ 予定建築物の高さは、10メートル以下であること。ただし、従前の建築物の高さが10メートルを超える場合に限り、従前の建築物の高さを限度とすることができる。

3 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

4 その他

(1) 残地がある場合は、その土地が従前の建築物の敷地の用に供することができないものであること。

(2) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境に配慮したものであること。

(3) 開発区域及び近隣の潤いある環境を確保するため、積極的な緑化を図ること。

(4) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。(平成19年11月1日第4回議決)

建築許可等を受けた既存の建築物の用途変更等

市街化調整区域内において建築許可等を受けた既存の建築物の用途変更等について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 定義

本基準の対象とする用途変更等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 許可等を受けた建築物の用途の変更を行う場合。
- (2) 許可等を受けた者が使用する場合に限定して許可されている建築物を、許可を受けた者以外の者が使用する場合。
- (3) 許可等を受けた予定建築物以外の建築物を新築又改築する場合。

2 対象となる建築物

対象となる建築物は、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 建築後20年以上経過した建築物であること。
- (2) 建築後5年以上経過した建築物で、使用していた者が次のいずれかの事情が存するものであること。
 - ア 破産又は破産手続開始の決定
 - イ 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされたこと。
 - ウ 事業経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となったこと。

3 許可基準

次に掲げるすべての要件に該当すること。

- (1) 用途変更等に係る土地
用途変更等に係る土地は、当初許可等を受けた敷地と同一であること。
- (2) 予定建築物の用途
用途変更等に係る建築物は、自己の居住又は業務の用に供するもので、次のいずれかに該当するものであること。

ア 次の表の左欄に掲げる建築物に対応する右欄に掲げる建築物

当初許可等を受けた予定建築物	用途が類似する建築物(用途変更後の建築物)
工場	倉庫
住宅(他の用途を兼ねるもの)	住宅(他の用途を兼ねないもの)

法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する建築物	当初許可等を受けた予定建築物と建築基準法上の概念でいう建築物の用途が異なる建築物(外形上の用途は従前と同一であるが、その使用目的を異にするもの)
法第 43 条第 1 項の許可を受けて建築された建築物	

イ 現に存する建築物と用途が同一の建築物

(3) 予定建築物の高さ

予定建築物の高さは、10メートル以下であること。ただし、現に存する建築物の高さを限度とすることができる。

4 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

5 その他

- (1) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境に配慮したものであること。
- (2) 開発区域及び近隣の潤いある環境を確保するため、積極的な緑化を図ること。
- (3) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。(平成 19 年 11 月 1 日第 4 回議決)

市街化調整区域に居住する者のための集会所

市街化調整区域に居住する者のための集会所について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法第 34 条第 14 号又は同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 定義

集会所とは、市街化調整区域に居住している者のコミュニティ活動を促進するための集会所で、他の施設と併用されないものとする。

2 許可基準

(1) 設置者

市街化調整区域内の自治会等が設置するものであること。なお、維持管理についても、設置者自ら永続的に行うものであること。

(2) 土地

既存の集落内又はそれに隣接する土地であること。

(3) 予定建築物の高さ

予定建築物の高さは、10メートル以下であること。

3 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

4 その他

(1) 開発区域内に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる十分な駐車場等が設けられていること。

(2) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境と調和したものであり、高齢者、身体障害者等円滑に利用できるよう配慮すること。

(3) 開発区域及び近隣の潤いある環境を高めるため、積極的な緑化に努めること。

(4) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成 14 年 4 月 5 日から施行する。(平成 14 年 4 月 5 日第 1 回議決)

附 則

この基準は、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。(平成 16 年 4 月 22 日第 2 回議決)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づ

く申請とみなす。
(平成19年11月1日第4回議決)

市街化調整区域に関する都市計画決定前からの宅地性を証 することができる土地における開発行為等(線引き前宅地)

市街化調整区域内に存する土地のうち、市街化調整区域に関する都市計画決定(以下「線引き」という。)前からの宅地性を客観的に証することができる土地で、下記1の要件(1)及び(2)に該当する土地における開発行為及び建築行為については、下記2の許可基準のすべてを満たすものに限り、都市計画法(以下「法」という。)第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホの規定に基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 要件

線引き前からの宅地性を証することができる土地とは、次の(1)、(2)の要件を共に満たす土地であること。ただし、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号。以下「改正法」という。)による改正前の法第43条第1項第6号の確認(既存宅地確認)を受けた土地は、次の要件(1)、(2)を共に満たした土地であることとみなす。

(1) 申請地周辺の集落地域性の要件

申請地は、次のいずれかに該当するものであること。

ア おおむね50以上の建築物のそれぞれの敷地が、原則50メートル以内の間隔で連続して存する地域内にあること。

イ 申請地を中心とした半径500メートルの円内に、おおむね100以上の建築物のそれぞれの敷地が存する地域内にあること。

(2) 線引き前からの宅地性の要件

申請地が線引き前から、次のいずれかの要件に該当することを、行政機関の発行した書面等証することができる土地であり、かつ、その後現在に至るまで継続して宅地であること。

ア 土地登記簿における地目が宅地であった土地。

イ 建築基準法に基づく道路位置の指定を受けていた道路の利用宅地。

ウ 建築物を建築する目的で農地転用許可を受けていた土地。

エ 建築確認を受けていた土地。

オ 線引き前から宅地であったことを示す証明書が交付された土地。

2 許可基準

(1) 法第29条第1項に基づく開発許可に該当するときの技術的基準

都市計画法及び同法に基づく開発許可の審査に係る技術的基準が遵守されること。

ただし、1,000平方メートル未満の土地における開発行為に限り、技術的基準は次のア及びイによることができる。

ア 適用条件及び道路の形状

開発区域及び周辺の地形並びに周辺の道路状況等から見て、区域内道路を通り抜け道路とすることが不可能な土地においては、袋路状道路(その一端のみが他の道

路に接続したものをいう。)とすることができる。

イ 袋路状道路

(ア) 区域内道路の幅員は、4.2メートル以上であること。

(イ) 区域内道路の延長は、60メートル以内であること。

(ウ) 区域内道路の延長が35メートルを越える場合は、終端及び区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場が設けられていること。ただし、幅員が6メートル以上のものについては、この限りでない。

なお、自動車の転回広場の大きさについては、建設省告示第1837号(昭和45年12月28日)「道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件」及び建指第2号県土整備部長(平成14年4月1日)「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準の一部改正について」によること。

(2) 都市計画との調整

所沢市の土地利用計画等において支障がないものであること。

(3) 予定建築物の用途

予定建築物の用途は、次のいずれかに該当すること。

ア 用途地域の指定のない区域

建築基準法別表第二(ろ)項(第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物)に掲げる建築物であること。ただし、申請地に現に存する建築物が建築基準法別表第二(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物にあっては、予定建築物の用途が現に存する建築物と同一であるものについては、この限りでない。

イ 用途地域の指定のある区域

当該用途地域内で建築できる建築物であること。

(4) 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、法第33条第4項に基づく条例が定められたときは、条例で定める敷地面積の最低限度以上であること。ただし、申請地の存する区域について、法第33条第4項に基づく条例で敷地面積の最低限度が定められていない場合は、次のいずれかによること。

ア 法第29条第1項の開発許可に係る申請にあっては、予定建築物の敷地面積は、150平方メートル以上であること。

イ 法第43条の建築許可に係る申請にあっては、次のいずれかに該当すること。

(ア) 予定建築物の敷地面積は、150平方メートル以上であること。

(イ) 予定建築物の敷地は、過去に建築確認を受けた敷地と同一であること。

(ウ) 予定建築物の敷地は、改正法施行の日(平成13年5月18日)前から建築物の敷地として区画し分筆されていて、かつ、改正法施行の日(平成13年5月18日)以降において敷地面積を減少する分割等がされていないこと。

(5) 予定建築物の高さ

予定建築物の高さは、10メートル以下であること。ただし、予定建築物の用途が現に存する建築物と同一であるものに限り、現に存する建築物の高さを限度とすることができる。

3 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

4 その他

- (1) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境に配慮したものであること。
- (2) 開発区域及び近隣の潤いある環境を高めるため、積極的な緑化を努めること。
- (3) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成 14 年 4 月 5 日から施行する。(平成 14 年 4 月 5 日第 1 回議決)

附 則

この基準は、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。(平成 16 年 4 月 22 日第 2 回議決)

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。

(平成 19 年 11 月 1 日第 4 回議決)

幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設

市街化調整区域内において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の用に供される施設（以下「運送事業の用に供される施設」という。）又は倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同法第 2 条第 1 項に規定する倉庫（以下「倉庫業の用に供される倉庫」という。）を建築する目的で行う開発行為又は建築行為（以下「開発行為等」という。）で、下記の基準のすべてを満たすもの、かつ当該運送事業又は倉庫業に係る地方運輸局長等の許認可がなされ、又はなされる見込みがある場合は、都市計画法第 34 条第 14 号又は同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定に該当し、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 共通基準

- (1) 開発行為等に係る土地の区域（以下「開発区域」という。）は、別表に掲げる市長があらかじめ指定した、四車線以上の道路（以下「指定道路」という。）の沿道、又はインターチェンジ周辺の区域（以下「指定区域」という。）内にあること。
- (2) 運送事業の用に供される施設又は倉庫業の用に供される倉庫のうち、積載重量 5 トン以上の大型自動車がおおむね 1 日平均延べ 20 回以上発着する大規模な流通業務施設として、あらかじめ地方運輸局長等が認めたものであること。
- (3) 周辺の市街化区域内に運送事業の用に供される施設又は倉庫業の用に供される倉庫を立地する適地がないと認められるものであること。
- (4) 主たる建築物の壁面は、隣地境界から次の距離をおくこと。
 - ア 開発区域の面積が、9,000 平方メートル以上の場合 5 メートル以上
 - イ 開発区域の面積が、2,000 平方メートル以上 9,000 平方メートル未満の場合 2.5 メートル以上
 - ウ 開発区域の面積が、2,000 平方メートル未満の場合 1.5 メートル以上
- (5) 予定建築物は、申請者自らが設置する自己業務用の建築物であること。
- (6) 当該施設の立地に当たって、交通渋滞や交通事故を誘発させることのないように、事前に道路管理者及び所轄警察署との協議が整ったものであること。

2 指定道路・指定区域による基準

- (1) 指定道路の沿道に立地する場合
 - ア 開発区域の面積の過半以上が、指定道路の端から水平距離 50 メートルの範囲内にあること。
 - イ 開発区域の主たる出入口（幅員 6 メートル以上 12 メートル以下でなければならない。以下同じ。）は、指定道路に面して設けること。ただし、開発区域が指定道路とその他の道路（幅員 6 メートル以上でなければならない。以下同じ。）とからなる街区の角にある場合で、主たる出入口をその他の道路に面して設けることとしても、当該道路の交通上支障がないときは、この限りでない。

(2) 指定区域に立地する場合

ア 開発区域が指定区域内にあること。

イ 開発区域の主たる出入口は、次のいずれかの道路に接続していること。

(ア) 高速自動車国道のインターチェンジと接続する一般国道、又は県道（付加車線が設けられている道路の区域は除く。）

(イ) (ア)の道路に接続する指定区域内にある幅員6メートル以上の道路

3 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

4 その他

(1) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境に配慮したものであること。

(2) 開発区域及び近隣の潤いある環境を高めるため、積極的な緑化を図ること。

(3) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成14年4月5日から施行する。（平成14年4月5日第1回議決）

附 則

この基準は、平成16年5月17日から施行する。（平成16年4月22日第2回議決）

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成19年11月30日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の際現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。

（平成19年11月1日第4回議決）

[別 表]

市長があらかじめ指定した四車線以上の道路及びインターチェンジ周辺の区域

（平成19年11月30日指定）

対象路線名	指定延長(km)
一般国道463号線	7.7(4ヶ所)

対象インターチェンジ	指定面積(ha)
関越自動車道所沢インターチェンジ	50(2ヶ所)

市街化調整区域における保険調剤を行う薬局

市街化調整区域内における薬事法第2条第11項に該当する薬局について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法（以下「法」という。）第34条第14号又は同法施行令（以下「令」という。）第36条第1項第3号ホの規定に該当し、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

薬事法第2条第11項抜粋（この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所をいう。以下省略）

記

1 定義

薬局とは、薬事法第2条第11項に該当する薬局であり、かつ、健康保険法第63条第3項第1号に該当する保険薬局であること。

2 事業者の資格等

事業者の過去の経験及び実績を考慮して、当該薬局の実現性が明確であり、かつ、次の条件を満たしているものであること。

(1) 個人資格

薬局の開設に際し、薬剤師の免許を事業者（申請者に限る。）が有すること。
（法人等の場合は、その役員等に薬剤師の免許を有する者がいること。）

(2) 薬局開設資格

薬局の開設に際し、事業者（申請者に限る。）が薬事法による開設許可等を取得する見込みが明らかであること。

(3) 保険薬局の指定要件

健康保険法に定める要件のほか、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に適合すること。

3 立地の場所等

(1) 開発区域と市街化調整区域内の病院又は診療所の敷地との間隔が、おおむね50メートル以内であること。

(2) 令第36条第1項第3号ホの規定を適用する場合においても、前面道路については、法第33条第1項第2号に適合すること。

4 開発区域の面積等

(1) 開発区域の面積は、300平方メートル以下とし、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる必要十分な駐車場等が開発区域内に設けられていること。

(2) 開発区域は、前記3(2)の前面道路に、有効に6メートル以上接し、車両の出入りに支障がないようにするものであること。また、薬局（申請建築物）の出入り口が道路に面しているなど、建築物等の配置が薬局としての利用上十分配慮されたものであること。

5 建築物の規模等

- (1) 建築物は平屋建とし、建築物全体の延べ面積は、100 平方メートル以下であること。
また、利用者の用に供する部分については、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮すること。
- (2) 予定建築物は自己業務用の建築物であること。
- (3) 管理施設（事務室、休憩室、更衣室、物置等、管理運営する上で通常付属すると考えられる施設で、居住施設は含めない。）を併設する場合、その床面積は、延べ床面積の2分の1以下で、かつ、同一棟とすること。
- (4) 防犯上、配慮された建築物であること。
- (5) 予定建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮したものであること。

6 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

7 その他

- (1) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境に配慮したものであること。
- (2) 開発区域及び近隣の潤いある環境を確保するため、積極的な緑化を図ること。
- (3) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成 14 年 4 月 5 日から施行する。（平成 14 年 4 月 5 日第 1 回議決）

附 則

この基準は、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。（平成 16 年 4 月 22 日第 2 回議決）

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。

（平成 19 年 11 月 1 日第 4 回議決）

1ヘクタール未満の墓園に係る併設建築物

市街化調整区域内における1ヘクタール未満の墓園に係る併設建築物の建築行為で、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定に該当し、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 対象

対象とするのは、開発許可を要しない1ヘクタール未満の墓園の設置に係る併設建築物の建築行為及び既存の墓園における併設建築物の建築行為とする。

2 建築敷地

建築敷地は、墓園の区域内であること。

3 併設建築物

(1) 施設内容

併設建築物として建築できるものは、次に掲げるものとする。

ア 便所

イ 休憩室

ウ 物置

エ 事務室

(2) 規模等

ア 併設建築物は平屋建てとすること。

イ 建築物全体の延べ面積は、100平方メートル以下であること。

ウ 併設建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮されたものであること。

4 他法令との関係

(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の許可を取得しているか、又は取得する見込みがあること。

(2) 他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成14年4月5日から施行する。（平成14年4月5日第1回議決）

附 則

この基準は、平成16年5月17日から施行する。（平成16年4月22日第2回議決）